

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託
- (2) 業務内容 : 野洲市民病院を整備するにあたり、基本構想・基本計画を策定するための支援等を行うものである。
- (3) 仕様等 : 別添仕様書のとおり。なお、今後の提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性がある。
- (4) 業務期間 : 契約締結日から令和4年3月25日まで

3. 予算額

委託料の上限は 10,230,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール（予定）

令和3年7月 5日（月）	公募開始
令和3年7月16日（金）	質疑受付締切
令和3年7月21日（水）	質疑に対する回答予定
令和3年7月28日（水）	企画提案書等の提出締切
令和3年8月 2日（月）	参加資格審査結果の通知
令和3年8月12日（木）	プレゼンテーション審査
令和3年8月18日（水）	プレゼンテーション審査結果の通知

6. 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第88号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

- ⑥ 近畿圏内に本店、支店又は営業所があり、迅速に対応できる体制を整えていること。

- ⑦ 事業者は、次のア及びイの実績を満たすものであること。

ア 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本構想・基本計画・要求水準書作成の実績があるもの。

イ 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院のデザインビルド方式に関する発注支援の実績があるもの。

- ⑧ 次のアとイを満たす者を総括技術者として配置すること。

ア 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）かつ、認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。）の資格を有する者であること。

イ 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本計画策定・要求水準書作成支援及び病院のデザインビルド方式に関する発注支援の実績がある者であること。

- ⑨ 次のアとイを満たす者 1 名、ウとエを満たす者 1 名を主任技術者として配置すること。

ア 医業経営コンサルタントの資格を有する者であること。

イ 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本構想・基本計画策定支援

の実績がある者であること。

ウ 一級建築士又はC C M J の資格を有するものであること。

エ 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、要求水準書作成支援の実績がある者であること。

⑩ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(2) 次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、野洲市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。

① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

② 個人にあつては、身分証明書

③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

④ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 1 2 号）及び会社役員名簿（様式第 1 3 号）

⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(4) 2 者によるコンソーシアム（共同企業体）で本プロポーザルに参加することができる。ただし、1 者が複数の提携を結び、本プロポーザルに重複して参加することはできない（例えば、「ある 1 者の CM 業者が、2 者の医業経営コンサルタント事業者とそれぞれに提携し、プレゼンテーションに 2 回参加すること」は認められない）。なお、(1) ⑦から⑨の要件はコンソーシアム全体で満たしていればよい。

(5) 総括技術者と主任技術者は、兼ねることはできないものとする。

7. 説明会

説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法 本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）を電子メールにて提出すること。なお、口頭での質問には応じない。

(2) 提出期限 令和 3 年 7 月 16 日（金）午後 3 時まで

(3) 提出先 E mail : byoinseibi@city.yasu.lg.jp

〒 520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1

野洲市政策調整部市民病院整備課 担当：上^{うえ}杵^{すぎ}

※件名は【病院整備支援業務プロポーザルに関する質問】 とすること。

※質問の送信時に、担当者の電子メールアドレスを記載すること。

- (4) 回答方法 令和3年7月21日(水)午後5時までに本市ホームページにて回答を公開する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお2者によるコンソーシアムの場合は、幹事企業が代表して提出すること。

ア プロポーザル参加申込書(様式第1号)・・・1部

イ 事業者概要書(様式第2号)・・・1部

ウ 事業者の実績(様式第3号)・・・1部

※ 履行実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること。

エ 統括技術者・主任技術者の実績(様式第4号)・・・1部

※ 資格証の写し及び雇用関係が証明できる書類を添付すること。

オ 業務実施体制図(様式第10号)・・・1部

カ 企画提案書・・・正本1部・副本7部とする。

企画提案書は次の①から④の項目毎にできるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載する。なお、企画提案書表紙(様式第9号)は正本1部のみに添付すること。

※ 企画提案書等は全てA4縦判(A3の折込みも可)横書きで統一し、左2点綴じすること。なお、既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可とする。なお、企画提案書は1項目あたりA4両面1枚または、A3横片面1ページ以内でまとめることとする。

① 『イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコスト縮減についての提案』

市の財政規模に応じた身の丈にあった持続可能な病院整備を実現するためには、イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコストを縮減する必要があると考えます。これらの縮減のための整備手法等について、現段階での考えを提案してください。

② 『収支計画・病床数・診療科等についての提案』

市の財政規模に応じた身の丈にあった持続可能な病院運営を実現するためには、健全な病院を経営する必要があると考えます。収支計画・病床数・診療科等の検討作業をどのように進めていくのかについて、現段階での考えを提案してください。

③ 『整備スケジュール短縮についての提案』

病院整備完了の目標年次を令和7年度としていますが、より早期の整備完了を目指しているところです。整備スケジュールの短縮のための整備手法等について、現段階での考えを提案してください。

④ 『敷地内駐車場の確保についての提案』

敷地内により多くの駐車台数を確保するための整備手法等について、現段階での考え方を提案してください。

キ 見積書（様式第11号）・・・1部（要封緘）

※ 参考見積書は、別添「野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託仕様書」により作成すること。

ク 共同体制を証する書面（様式第5号）・・・1部（コンソーシアムの場合のみ）

ケ コンソーシアム協定書（様式第14号）・・・1部（コンソーシアムの場合のみ）

コ 委任状（様式第15号）・・・1部（コンソーシアムの場合のみ）

サ 提出書類チェックリスト（様式第6号）・・・1部

（2）提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

（3）提出期日 令和3年7月28日（水）午後5時まで

（4）提出先 野洲市政策調整部市民病院整備課

10. 審査及び選定

審査は「野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」委員が「別紙 評価基準一覧表」に従い実施する。ただし、参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。

（1）日時 令和3年8月12日（木）13時30分～

（2）会場 野洲市役所 本館3階 第1委員会室

（3）選定方法 プレゼンテーション審査は原則公開で行う。（審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。また、社会情勢等により傍聴を中止する場合がある。）全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会の委員が別表「評価基準一覧表」に従い審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は8月18日（水）に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

(4) プレゼンテーションの時間等

- ①プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり40分以内（準備5分、提案書説明20分、質疑応答10分、後片付け5分）とする。
- ②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- ③出席者は1提案事業者あたり3名以内とし、内1名は受託した場合における総括技術者であること。
- ④プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

- (5) その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市職員にて会場入場時に検温を行い、37.5℃以上の場合は入室不可とする。また、審査当日はマスク着用を原則とする。（傍聴者も含む。）

11. 契約の締結

受託候補事業者特定後、受託候補者と協議の上、仕様書の確定を行う。当協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追記等を行い、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、本業務に引き続き令和4年度には業者選定支援業務（要求水準書の策定支援、選定要綱書・業務仕様書の作成支援等）を発注する予定であり、本業務の取組状況に問題がない場合は本業務受託者と随意契約を締結することがある。ただし、業者選定支援業務の予算が議決された場合に限る。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

13. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）を野洲市政策調整部市民病院整備課に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 本業務受託者（共同企業体、再受託者を含む）及びこれと資本関係又は人的関係のある者について、本業務に係る設計・建設工事・工事監理への参加はできないものとする。

※資本関係とは、①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号。以下同じ）

と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社

の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。

(7) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ等

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1

野洲市政策調整部市民病院整備課 ^{うえすぎ}上杵

TEL : 0 7 7 - 5 8 7 - 8 8 1 4 (直通)

FAX : 0 7 7 - 5 8 6 - 2 2 0 0

E-mail : byoinseibi@city.yasu.lg.jp